

令和4年度第1回大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会 議事概要

- 日 時：令和4年7月11日（月） 15：00～16：30
- 場 所：大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室④
- 委員出席：5名（佐井委員長、有田委員、河野委員、小山委員、蓬田委員）

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

◆ 報告事項

「令和3年度大阪府立少年自然の家施設運営状況について」、「その他」

事務局より資料4、資料5、参考資料2について報告

<質疑応答>

特になし

◆ 協議事項

「令和4年度大阪府立少年自然の家指定管理運営業務の評価票について」

事務局より資料6、資料7-1、資料7-2についての説明

<質疑応答>

委 員：資料5について、日帰りの事業等これから募集する事業については、予約者数として入っていないということか。

事務局：現段階で予約を受けているものは入っているが、まだ予約を開始していない事業については入っていない。

委 員：では、実際の利用実績は、これより増える可能性があるということで良いか。

事務局：まだ募集を始めていない事業も多く、その可能性はある。

委 員：定量評価の目標値設定について、資料7-2別紙における案2が原案ということで、利用者が増えることは良いのだが、利用者が増えるということは1部屋で利用する人数が増えるということ。それを求めることについてどうか。

部屋に入る人数をできるだけ減らすことも考えてもらい、そこまで増やさなくても良いのであれば、まだコロナが完全に終息しておらず、同じ部屋では濃厚接触者にもなるため、利用者としてはできるだけ少ない人数で泊まらせてもらおうとありがたい。利用者によっては詰めて泊ませたいという希望もあるだろうが、できるだけ同じ部屋の人数を減らすことができるのであれば、減らした方が良い。

そう考えると、案1の目標設定くらいでも良いのではないか。

委員長：今のご意見に関連するが、大学生はコロナのワクチンを3回接種している人はほとんどおらず、2回接種についても8割もしていないと感じている。学生に聞いても「3回目はしない」と言い切っている学生や、「インフルエンザと同じ」と言っている学生が多い。少年自然の家で宿泊をするのは小中学生が多いと思うが、小中学生ではワクチン接種がどれくらい進んでいるか。また、団体旅行等ではワクチンの接種証明や、PCR検査の陰性証明のいずれかが必要なこともある。小中学生がここに泊まるときに、PCR検査の実

施やワクチン接種の確認を行っているのか。

事務局：PCR検査の実施やワクチン接種については、施設として求めておらず、確認は行っていない。現場の対応としては、もし熱が出ている疑いがあればすぐに申し出てもらい、別室に移ってもらう。

委員長：入所時に検温は行っているか。

事務局：検温は入所前にしてもらっている。

委員：学校が利用する際は、朝に検温してから登校するよう言っており、忘れた子どもは学校で検温し、熱のある子どもは参加できないという対応をしている。また、「子どもの調子が悪くなった時は、すぐに迎えに来てください」と保護者に伝えるなどの対応を多くの学校はしている。

委員長：今、第7波が起ころうとしている時に、目標値の設定を高めにする事で、運営者側にプレッシャーを与えてしまうことも考えられるがどうか。

事務局：案2については、現時点の利用実績も考慮している。案1の目標値は、このままいくと達成が容易であると考え。ただし、案2も高すぎる設定ではなく、74,232人であれば、目標値に設定することで、指定管理者の適切な評価となるような数値になっていると考えている。

委員長：たしかに案1だと、11月末時点で59,869人以上がA評価となる。資料5を見ると、現在の予約が11月末時点で60,382人となっており、すでに目標値を超えている。

事務局：それも案2を原案とする理由の1つとなっている。

委員長：キャンセルが出る可能性もあるが、予約で超えてしまっている。案2になるとA評価は11月末時点63,097人で、あと3,000人となる。日帰りの予約はこれからも入ってくるということで、達成が困難な目標値でもないのではないか。

事務局：事務局としてもそう考えている。

委員：質問だが、宿泊と日帰りがおおよそ50%ずつの目標値となっているが、過去の実績を見ると、平成28年度から平成30年度の平均では、宿泊の比率の方が高く、日帰りが少ない。令和3年度実績では、宿泊が減り、宿泊と日帰りの割合が2対3ぐらいになっている。目標値を1対1程度にしているのはなぜか。

事務局：令和2年度及び令和3年度については、コロナの影響もあり宿泊がなかなか難しい状況だった。特に、例年利用が多い学校団体は、感染防止対策の観点から、泊を伴う行事が行いにくい状況だったのではないかと考えている。令和3年度は10・11月に、4月から6月の利用を予約していた学校団体が、延期として利用することも多かった。それについても、宿泊ではなく日帰りで利用する学校団体が多かったのが実情となっている。今年度の4月から6月の実績を見ると、宿泊利用は戻ってきているものの、宿泊ではなく日帰りという判断をする学校団体もある。そういったことから、コロナ前から比率は動いていると考えている。

委員：設定方法の計算以外に、比率については違う計算しているということか。

事務局：資料7-2については、すべて同じ方法で計算している。宿泊、日帰りそれぞれで、令和3年度実績と提案書数値から計算している。令和3年度数値と提案書数値では、宿泊と日帰りの比率が逆転しており、その間を取るような形で1対1になっている部分もあるが、比率については調整していない。

委員：事務局で考えてもらった案2で良いのだが、大阪府新型コロナ警戒信号によっても変わ

ってくると思う。今は緑色だが、黄色になってしまうと利用者数が減る可能性が出てくる。そうなった時には評価は検討しないといけない。このまま緑色が続けば達成できるのだろうが、感染者数が増え、黄色になってしまうと、学校団体は利用を控えることもあるため、黄色になった時は考えないといけない。

加えて、今後のことだが、日帰りと宿泊を合算しての評価で良いものか、ということもある。宿泊利用に価値がある少年自然の家なので、日帰りだけを目指にするのはどうかと思う。コロナの状況もあるので、それぞれ宿泊はこれくらい、日帰りはこれくらいという設定方法を、将来的にはしても良いのではないか。そういう評価の観点もあるのでないかと思う。

委員：この業務評価票案において、指定管理者がどのようなことを具体的に書くべきということは示すのか。これだけではなかなか何を書いて良いかわかりにくいと思う。

特にコロナの対策をきちんとやってきたかであるとか、コロナで来れなかった学校、令和4年度になって来た学校、自然体験活動等をやった方が子どもたちに良い影響があった、などのフィードバックが出せたら良いと思う。自然の中で集団宿泊活動をするのが、子どもたちにとってすごく良いということ、利用者のフィードバックの中から示すことができれば良いのではないか。

事務局：評価委員会での議論の内容も含めて、評価票へ記載する内容については伝えさせてもらう。

委員長：利用者へのアンケートを実施していると思うが、アンケート結果はこの評価票の中に反映されるか。

事務局：利用者満足度調査等の項目に反映される。

委員：参考資料3によると、事業者は自己評価を積極的に行っている。こういった自己評価の令和4年度のものが評価票に書き込まれるという風に考えても良いか。

事務局：良い。

委員：では、評価票案の中で、令和3年度に事業者が自己評価したことに含まれておらず、新たに加えられた項目はあるか。

事務局：基本的には同じだが、Ⅱ（3）その他創意工夫において、「危機管理を含む」との内容を付け加えている。これは、コロナ対応も含め、利用者が安心して利用できるようなサービスの創意工夫という観点で付け加えている。

委員：第2回の評価委員会の際は、指定管理者に来てもらったのヒアリングも実施し、自己評価の具体的な内容等についても聞けることになるか。

事務局：そのように予定している。

委員長：令和4年度の業務評価票について、令和3年度の項目を基本的に継続するということが、定量評価を今年度は実施するというところで、事務局案としては、案2でやっていきたいとのこと。それに対して修正が必要だというご意見があればお願いしたい。

委員：先ほど委員がおっしゃったように、今後のコロナの状況によって考慮するというようなことを、付帯事項として入れた方が良いのではないか。

委員長：昨年度も夏の暑くなってきたころにまたコロナが流行した。今の状況を前提に目標値を設定しているが、状況に応じて修正が必要な場合は考慮する必要があるのではないか。

事務局：資料7-2で、「新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、第2回評価委員会において、総合的に評価する」と記載した。これは令和2年度にも同様の記載をしており、令和2年度における年間利用者数の評価基準はC評価だったが、年間利用者数の評価基準を含む評価項目についてはコロナの影響を勘案して評価した。もし、コロナの影響が大きくなってしまった場合は、この記載を適用したいと考えている。

委員：利用者からすると、評価票にある「利用者満足度調査」について、どんなアンケートをして、どんな結果になって、それにどう対応したかというのがポイントだと思う。こういうことをきちんとやってくれるなら、利用者の増加につながる。それぞれの項目に軽重はないと思うが、この項目は大事なポイントになるのではないと思う。

また、少年自然の家は学校等の利用を伸ばそうとしているのか、それともバーベキューなど一般の人の利用を伸ばそうとしているのか。レストランにパーティでの利用を促す掲示物があった。その辺りも力を入れていこうとしているのか。府としてはそっちも伸ばしてほしいという意図もあるのか。施設の在り方にも関わってくると思うが、考えはあるのか。すごく面白いとは思ったのだが、府としてはどこまで求めているのか。

事務局：「大阪府立少年自然の家条例」の中には、健全な少年の育成を図るため設置するとあり、それに基づいて運営をしているところ。そういう意味では、委員の話された小学生や中学生の健全な育成に力を入れていくということは、従前より変わっていない。しかしながら、社会でもキャンプ等が人気となっており、一般の利用についてもレジャーの要素はあるが、そこから小中学生に限らず広く府民の健全で文化的な活動に資するものと考えている。主軸は青少年の健全育成であるが、加えて、広く府民が豊かな心を育ててもらえれば良いと考える。

委員：令和3年度の事業報告書を拝見した。非常に一生懸命に、学校行事以外でも家族や大人向けにも頑張っていたのだが、コロナ禍の影響により利用が減ってしまい、その対応策を一生懸命に考えている。とてもよく頑張っているという印象を受けている。

中止になりにくいよう、家族に対して利用してもらえるよう努力したり、コロナへの対応もしっかり考えたり、研修の時期としてオンラインも活用しながら職員に多くの研修を受講させたり、色々取り組まれていて評価できる。できる限り頑張っている。

委員長：それでは、原則的には事務局原案とおりで異議ないか。

委員：異議なし。

委員：評価票案のⅠ(1)②で「法令遵守の取組み状況は適切か」とあるが、令和3年度の評価票を見てみると、施設整備における各種法定点検と、消防法、旅館業法、食品衛生法、また、コロナの方針に基づいた感染症対策について記載いただいている。しかし、労働関係法令が順守されているかどうかということも、きっちり評価していただけたらいい。

委員長：当該基準の指定管理者自己評価のところ、労働関係法令についても記載していただくということで、働き方改革ではないが、オーバーワークにならないようお願いしたい。

事務局：指定管理者へ伝えさせてもらう。

委員長：それでは、原則的には異議なしということで、事務局案で進めてもらうこととする。